

2. 自治会とは

自治会とは

自治会は縁あって一定の地区に住む人々が、地域をより快適に住みよくしていこうという共通意識に基づき自主的に結成された任意の団体です。

自治会が、趣味やスポーツ活動などの親睦団体と異なるのは、地域に住む人々が地震や火災などの災害時をはじめ、日常生活の中で起こるさまざまな物事に対して、皆で力を合わせて問題を解決し、日常的な親睦・交流を通じて連帯感を培い、住みよい地域をつくろうという目的をもっていることです。

普段着のままで隣近所のお付き合いと同じように気軽に自治会に入り、気軽に地域の行事に参加してください。

自治会長の職務・役割

自治会長は自治会員の推薦や選挙などで会員の中から選出されますが、会長になると会の健全な運営を行うため

- ①財政の適正化や規約の整備などの管理
 - ②盆踊りやお祭りなどの地域行事の計画・推進
- などの大きな二つの職務を担当します。

さらに、道路・下水道工事の調整、開発に伴う協議や、地域によっては社会福祉協議会やコミュニティセンターの役員のほか、体育振興会や消防団などに関わる場合があります。

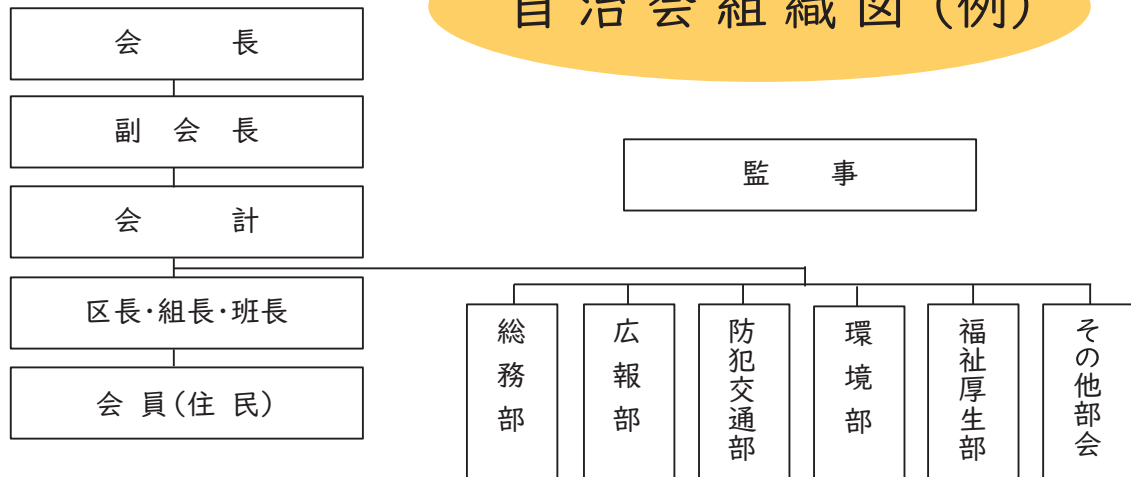
また、交代期には次期会長に会の運営や懸案事項について「申し送り」することも重要な役割です。

自治会の組織

■自治会の組織……

自治会の組織は、地域の環境・条件、あるいは構成規模等によって、組織形態や役員会の呼称などがそれぞれ異なりますが、次の図のような組織が一般的です。また、各自治会では、その区域をいくつかに分けて班（組）を設けています。班長（組長）は、会費の集金・広報誌などの配布を行うほか、自治会と会員の橋渡しの役目をしています。

自治会組織図（例）



自治会三役のプレート作成について

自治連では自治会長、副会長、会計宅に掲示するプレートを作成しています（無料）。自治連（TEL:260-5130）までお問合せください。サイズ縦50cm×横15cm 白地に黒の文字 四隅に掲示用の穴付き

■自治会に加入する手続は・・・

1. 加入手続きは、現在お住まいの地域の区・組・班長、自治会長に文書「加入申込書」で申し込みます。
2. 会費は、地域や活動内容によって異なりますが、概ね月額200円から400円が一般的です。
3. 世帯単位の加入となります。
4. 地域に住んでいる全ての世帯・店舗・事業所の加入が理想的です。

■自治会を結成するためには

自治会を結成するためには、次の事項が必要になります。

- ①現在の自治会区域との調整
- ②概ね100世帯以上の規模
- ③規約作成
- ④会長以下の役員を決定
- ⑤会員名簿の作成
- ⑥区域図の作成
- ⑦地区理事の承認書

以上を添えて、自治連事務局に提出してください。

■自治会掲示板の設置・改修について

自治会掲示板は自治会のコミュニティ活動や市政に関するお知らせをしています。今年度の自治会掲示板の新設、改修等の要望は7月末までに自治会から申請されたものを現地調査を実施したうえで、優先順位の高いものから予算の範囲内で工事を実施します。

申請書は市ホームページ「自治会連絡協議会各種様式ダウンロード」のページからダウンロードできます。

〈スケジュール予定〉

10月末：工事施工業者選定・決定

11月　：業者との契約→資材調達・製作

2月末：工事実施

自治会カレンダー

	自治会関係	市関係	その他
通年	○役員会 ○資源回収 ○例月まち並み清掃 (原則、毎月最終日曜日)	○広報やまと配布 ○市民総合スポーツ選手権大会	
4月	○自治会総会開催 ○新入学児童街頭指導		○春の交通安全運動
5月	○「清掃の日」 (5月26日(日))	○大和市民まつり (第2土曜日とその翌日)	○赤十字社員増強運動
6月	○防犯灯点検 (申請前に)		○自治連総会
7月	○防犯灯新設要望申請 ○社協会費納入 (9月末まで) ○自治会掲示板新設・改修等 要望申請(7月末まで)	○大和阿波おどり	
8月	○盆踊り・夏まつり		
9月	○自治連分担金納入・市事務 委託金受領 ○防災訓練 ○敬老会 ○秋まつり	○防災の日(9月1日)	○秋の交通安全運動
10月	○運動会	○福祉の日(10月15日) ○渋谷よさこい	○安全・安心まちづくり旬 間 ○赤い羽根共同募金 (12月末まで)
11月	○防犯灯点検 (年末を控えて)	○大和市美化推進月間	
12月	○年末防犯・防火パトロール	○歳末特別警戒 ○安全なまちづくり推進大会	
1月	○どんど焼	○賀詞交歓会 ○出初式 ○成人式	
2月		○市条例による表彰 ○大和市防火・防災講演会	
3月	○自治会総会準備		

※自治会関係欄は、自治会における一般的なスケジュールを記載しています。